

最高裁秘書第2340号

平成30年6月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

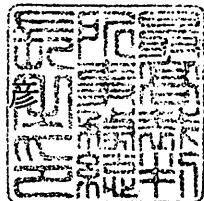
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年5月31日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

5月31日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第70期司法修習生の全国一斉検察起案に関する文書のうち、成績分布表、結果報告書及び起案成績が検察官採用にどのように影響するかが分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、4月5日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法研修所においては、各司法修習生が作成した全国一斉検察起案の評価は行っているものの、その評価結果は当該司法修習生に対する分野別実務修

習の成績評価の一資料として使用されるものにすぎず、本件申出に係る文書を作成する必要性はなく、取得もしていない。

イ よって、原判断は相当である。